

中小企業等経営強化法「先端設備等導入計画」 【固定資産税の特例】（地方税）

概要

- 中小事業者等が適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたって、ゼロから1/2の間で市区町村が定めた割合に軽減されます。

支援措置

- 固定資産税が3年間ゼロから1/2の間（市区町村の定める割合）で軽減

設備条件（LED照明は“設備の種類：建物附属設備”に該当します。）

- 一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要なし/中古資産は対象外）
- 旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上していること
- 最低取得価格600,000円以上（製品代のみ）であること
- 建物に付帯する照明設備であること

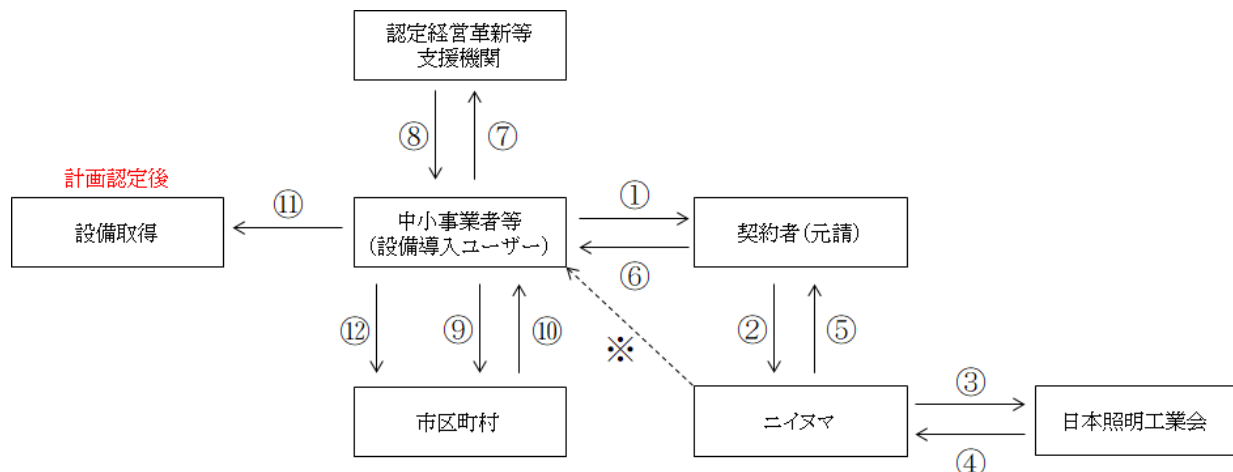
ニイヌマ対象製品

- 高天井LED【CORE】【BRIGHT】【OIL】【RED】【ICE】【SKY】
- LED小型投光器
※高天井LEDは、直付け型と投光器型、クレーン対応型のみ対象です。

適用期間

- 「生産性向上特別措置法」の施行日から令和4年度末までの期間
※「生産性向上特別措置法」の施工日：平成30年6月6日

手続きスキーム



- ①中小事業者等（設備導入ユーザー）より契約者（元請）へ証明書発行の依頼
 - ②契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
 - ③ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
 - ④日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の郵送
 - ⑤ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
 - ⑥契約者（元請）より中小事業者等（設備導入ユーザー）へ証明書の郵送
※ニイヌマより中小事業者等（設備導入ユーザー）へ直送も可 別途ご相談ください。
 - ⑦中小事業者等（設備導入ユーザー）より認定経営革新等支援機関へ計画内容の確認依頼
 - ⑧認定経営革新等支援機関より中小事業者等（設備導入ユーザー）へ計画内容確認書の発行
 - ⑨中小事業者等（設備導入ユーザー）より市区町村へ先端設備等導入計画の申請
 - ⑩市区町村より中小事業者等（設備導入ユーザー）へ先端設備等導入計画の認定
- ↓先端設備等導入計画認定後
- ⑪中小事業者等（設備導入ユーザー）設備取得
 - ⑫中小事業者等（設備導入ユーザー）より所在する市町村へ税務申告

注意事項

- ・日本照明工業会に証明書発行依頼を実施する際は、決まった書式に基づき発行依頼を実施します。
- ・書類に不備（型式や事業所名の誤り）等が発生した場合、税制措置を受けられない場合があります。
- ・設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意ください。

問合せ先

- ・ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
 - ・中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821（平日9:30-12:00、13:00-17:00）
 - ・日本照明工業会 TEL:03-6803-0501
- ※先端設備導入に伴う固定資産税ゼロの措置を実現した市区町村は以下URLよりご確認ください。
URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

当税制措置は中小企業等経営強化法に基づく税制措置の中小企業強化税制との併用が可能です。

※工業会証明書は複写にてご使用頂けます。